

iDeCoについて

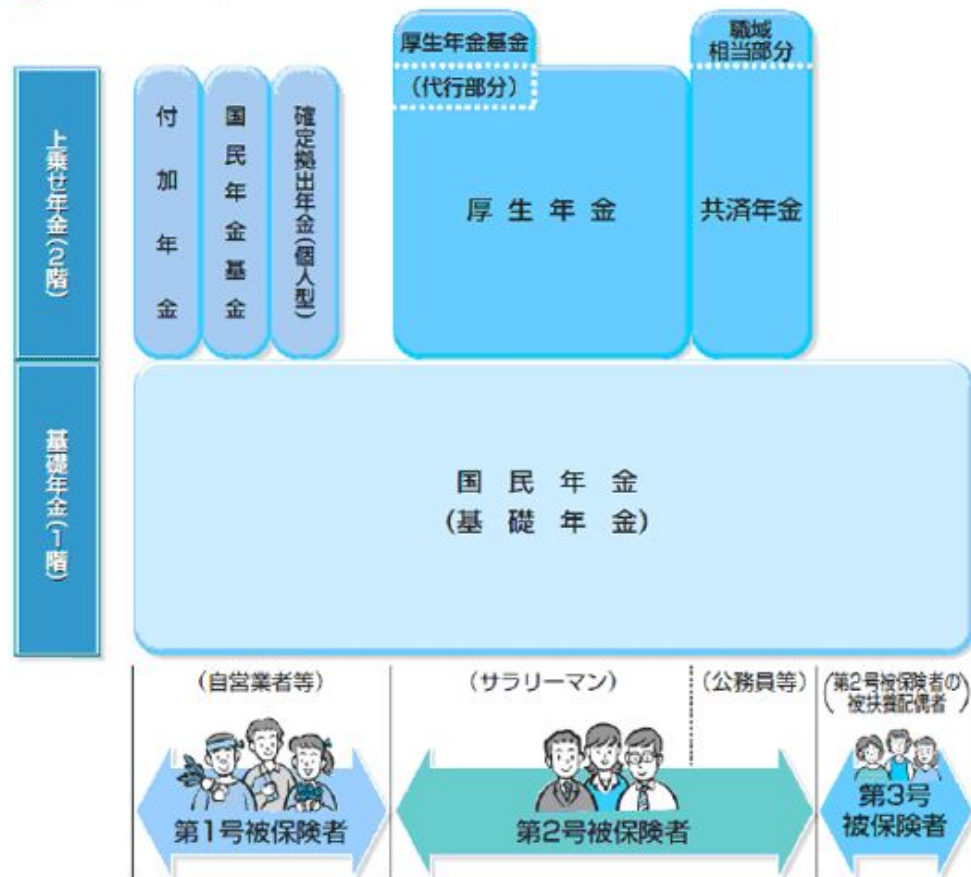


鈴木 英之 (ファイナンシャル・プランニング技能士)

年金について

☑ 年金制度の体系図

年金制度の体系図



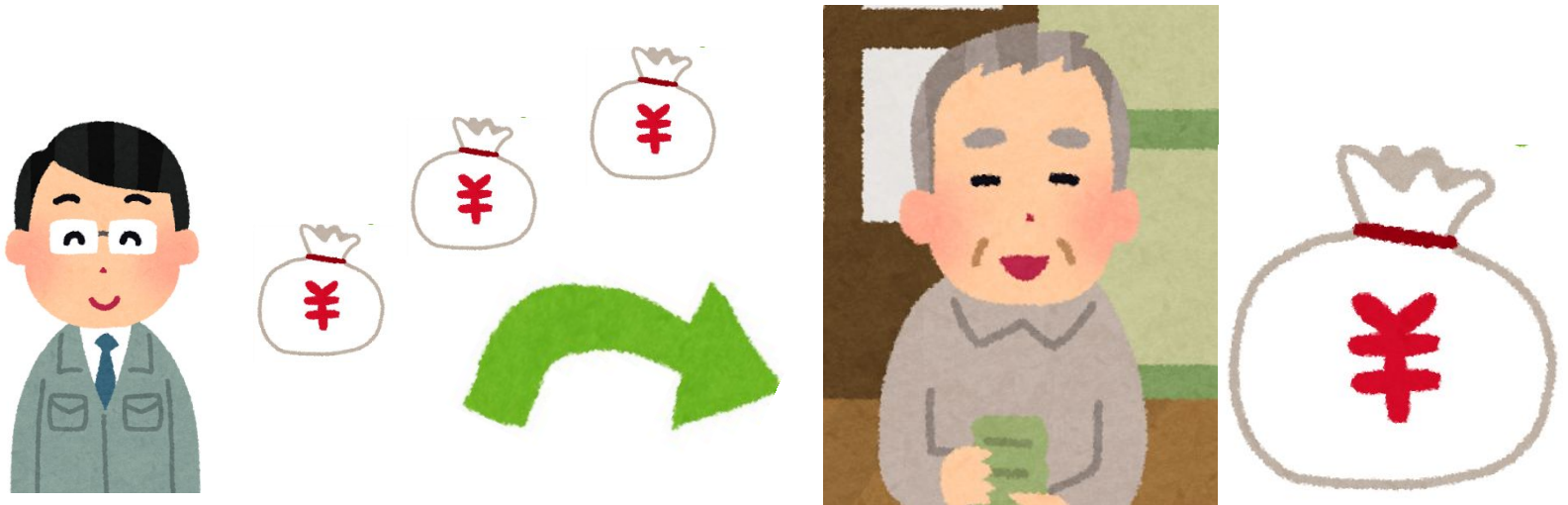
年金制度が2017/1/1に改正

- ☑ 確定拠出年金の加入条件が緩和された。
- ☑ 今回の緩和によって、ほぼすべての人が個人型確定拠出年金に加入することができるようになりました。
- ☑ 加入できるようになった人 主婦(主夫)公務員など



個人型確定拠出年金とは？

- ☑ 個人型確定拠出年金とは、個人が決まった金額を支払い（確定拠出）、60～70歳の間に受け取る制度のこと。

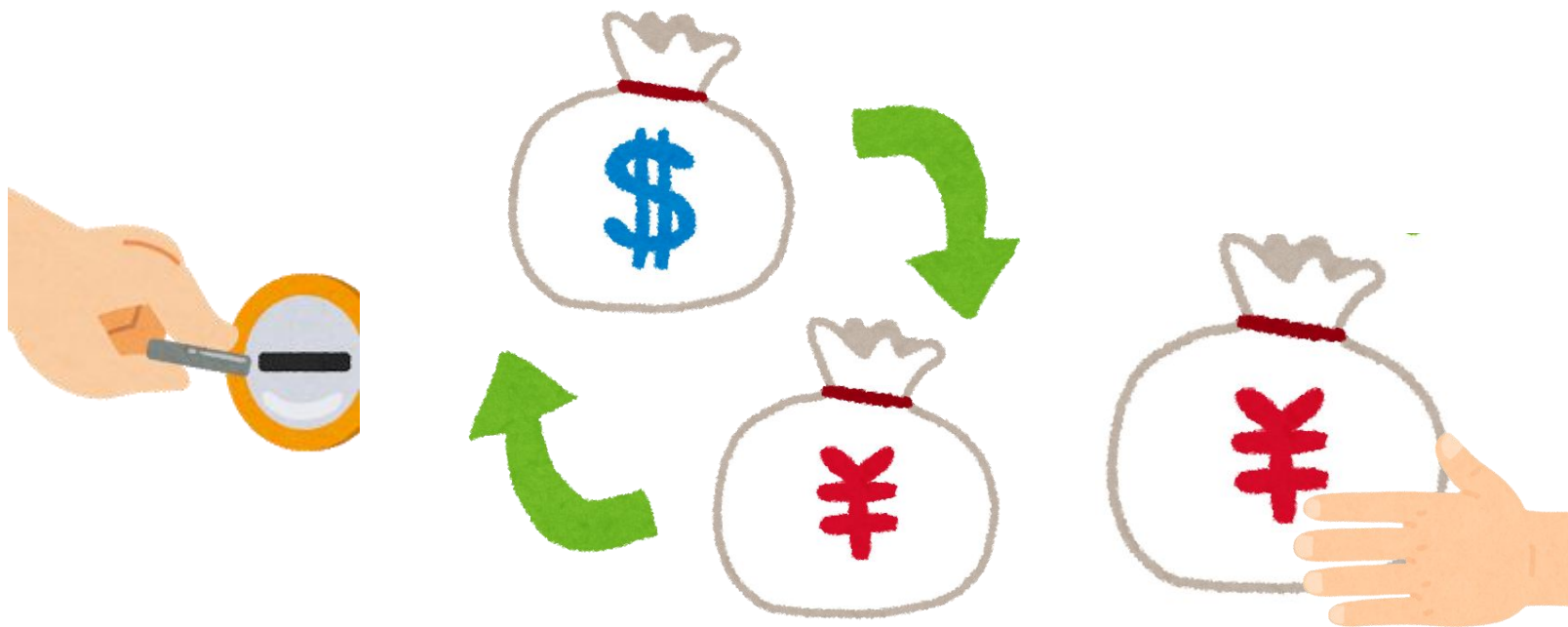


個人型確定拠出年金の特徴

- ☑ 国民年金や厚生年金のような強制加入の年金ではなく、加入するしないは個人の任意となっている年金制度。
- ☑ 20歳から60歳まで加入することができる。
- ☑ 積み立てた資金は60歳から70歳まで引き出し可能。

確定拠出年金の節税効果

①積立時 ②運用時 ③受取時



メリット①積立時

- ☑ 積み立てた掛け金は全額所得控除される。
例: 35歳 課税所得400万円 掛け金月1.2万円の場合
年間所得控除額: $1.2(\text{万}) \times 12(\text{ヵ月}) = 14\text{万}4000\text{円}$
税額効果(年間): 下記の表から4万3200円
※60歳までの25年間で108万円の節税効果!!



課税所得	税率		年間節税金額
	所得税	住民税	年金掛け金 14万4000円
195万円以下	5%	10%	2万1600円
195万円超330万円以下	10%		2万8800円
330万円超695万円以下	20%		4万3200円
695万円超900万円以下	23%		4万7250円
900万円超1800万円以下	33%		6万1920円
1800万円超4000万円以下	40%		7万2000円
4000万円超	45%		7万9200円

参考値: 年収250~420万で課税所得195万~330万
420~900万で課税所得330万~695万

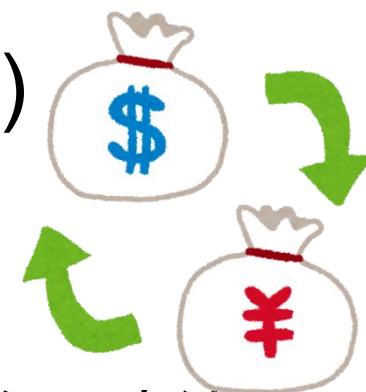
メリット②運用時

- ☑ 運用して利益が出ても税金がかからない。

投資信託などの金融商品で運用した場合
10万円の利益が出た場合

一般の証券口座などでは税金
(所得税・住民税)

$10万(円) \times 20.315(\%) = 2万315(円)$
を支払わなければなりません



確定拠出年金

税金0円(本来、特別法人税がかかるが現在は凍結)

メリット③受取時

- ☑ 受け取りは一定額までは非課税
60歳以降、積み立てた資金を受け取るときは、年金か一時金で受け取ることができます。

年金受取 : 60～70歳の間で分割して受け取り
公的年金等控除が利用できる

一時金受取: 一括で受け取り
退職金控除が利用できる



メリット③の計算方法

※参考資料 退職金控除計算方法

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円 × A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (A - 20年)



公的年金等控除計算方法

年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
65歳以上	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
	(公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

デメリット①

- ❑ 60歳まで資産を引き出すことが出来ない。
60前に引き出しができる条件
 - ・特定の障害状態になった場合
 - ・亡くなった場合
- ❑ 制度からの任意脱退や年金資産を担保にした借入れも出来ない。
- ❑ 掛け金の変更は年に1回しか出来ない。
- ❑ 掛け金が払えなかった場合の追納が出来ない。



デメリット②

- ☑ 60歳から受け取れない場合がある。
60歳から受け取れる条件
最初の掛け金を拠出してから10年以上経過していること。

※50歳以上で加入した場合等、通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受け取れる年齢が繰り下がる。

<参考>

加入期間が8年以上61歳から
加入期間が6年以上62歳から
加入期間が4年以上63歳から
加入期間が2年以上64歳から
加入期間が1か月以上65歳から

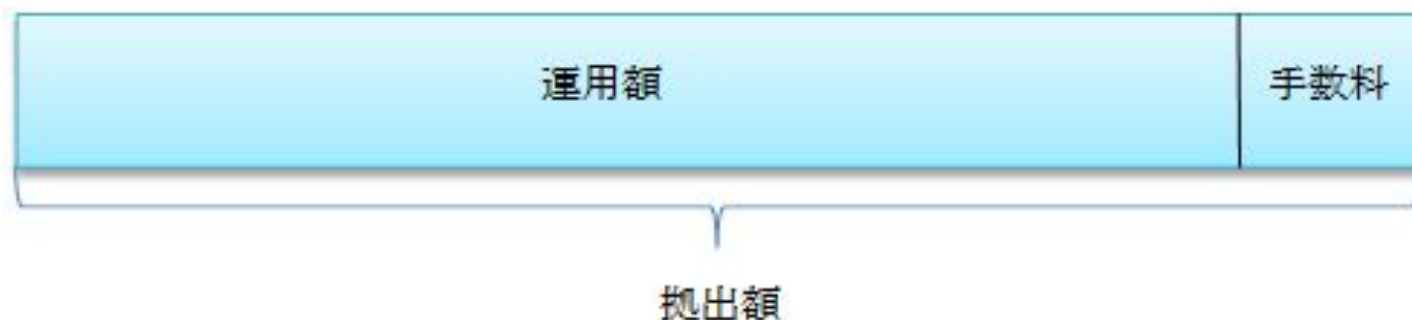
デメリット③

- ☑ 運用結果によっては元本を下回る場合がある
将来の受取額は運用の結果によって異なる。
運用の結果次第で掛け金総額を下回る可能性出てくる。



デメリット④

- ❑ 各種手数料がかかる。
国民年金基金連合会や運営管理機関、事務委託先金融機関に対し、口座開設手数料や口座管理手数料などの各種手数料がかかる。
手数料は、毎月の掛金や年金資産から差し引かれる。



デメリット④

手数料一覧

- ・運営管理機関の手数料は各社それぞれ異なる

運営管理機関(証券会社等)				
手数料	口座開設 (初回のみ)	口座管理 (月額)	給付 (1回当たり)	還付 (1回当たり)
?	?	?	?	?
運営管理機関以外でかかる手数料				
手数料	口座開設 (初回のみ)	口座管理 (月額)	給付 (1回当たり)	還付 (1回当たり)
国民年金基金連合会	2777円	103円	-	1029円
事務委託先金融機関	-	64円	432円	432円

(赤枠の部分はどの金融機関を選んでも変わらない)

注意点①

- ☑ 確定拠出年金の運営管理機関は1金融機関のみ
運営管理機関は1金融機関のみになる。複数の金融機関に口座を開設することはできない。

開設した金融機関口座を変更することは可能だが、
移管手続きは煩雑で移管手数料がかかる。



注意点②

- ☑ 会社員・公務員の場合は会社に証明書を発行してもらう必要がある。

口座開設する際に第二号加入者にかかる事業主の証明書を発行してもらい、申し込む必要がある。

注意点③

- ☑ 運用によって受取額が多くなったり、少なくなったりするため、拠出時（お金を払った際）のタイミングでは年金額がわからない。



まとめ

- ☑ 積立時にトク！→すぐにトク！
- ☑ 運用時にトク！→どんどんトク！
- ☑ 受取時にトク！→またトク！
- ☑ 60歳まで引き下ろせない→資産の確保
- ☑ 手数料とられても、控除額が上回れば結果的にプラス！
- ☑ 運用状態によっては元本を下回ることも（元本保証の商品もある）

加入資格（自営業【1号保険者】）

●加入資格

- ☑ 満20歳以上60歳未満。
- ☑ 国民年金保険料を納付している（障害基礎年金受給者を除き、全額免除・半額免除等を受けていないこと）。
- ☑ 農業者年金基金に加入していない。

●拠出限度額

- ☑ 年間816,000円（月額68,000円）－国民年金基金等への年間拠出額
※国民年金の付加保険に加入されている方の年間拠出限度額は、
年間804,000円（月額67,000円）
（例）国民年金基金に年間360,000円（月額30,000円）
拠出している場合
→個人型確定拠出年金への拠出限度額
年間456,000円（月額38,000円）

加入資格(会社員【2号保険者】)

●加入資格

- ☑ 60歳未満。
- ☑ 企業型確定拠出年金(企業型)の加入対象者の方の場合は、マッチング拠出を実施していない企業型で、規約に個人型確定拠出年金に加入できる旨を定めた場合のみ個人型への加入が可能。

●拠出限度額

○企業型の加入者でない方

- ☑ 他に企業年金等※1がない場合・・・年間276,000円(月額23,000円)
- ☑ 他に企業年金等※1がある場合・・・年間144,000円(月額12,000円)

○企業型の加入者の方

- ☑ 企業年金等※1がない場合・・・年間240,000円(月額20,000円)
- ☑ 企業年金等※1がある場合・・・年間144,000円(月額12,000円)

※1企業年金等とは、確定給付企業年金や厚生年金基金をさします。

加入資格（公務員【2号保険者】）

- 加入資格

- ☒ 60歳未満。

- 拠出限度額

- ☒ 年間144,000円（月額12,000円）

加入資格(主婦(夫)【3号保険者】)

- 加入資格

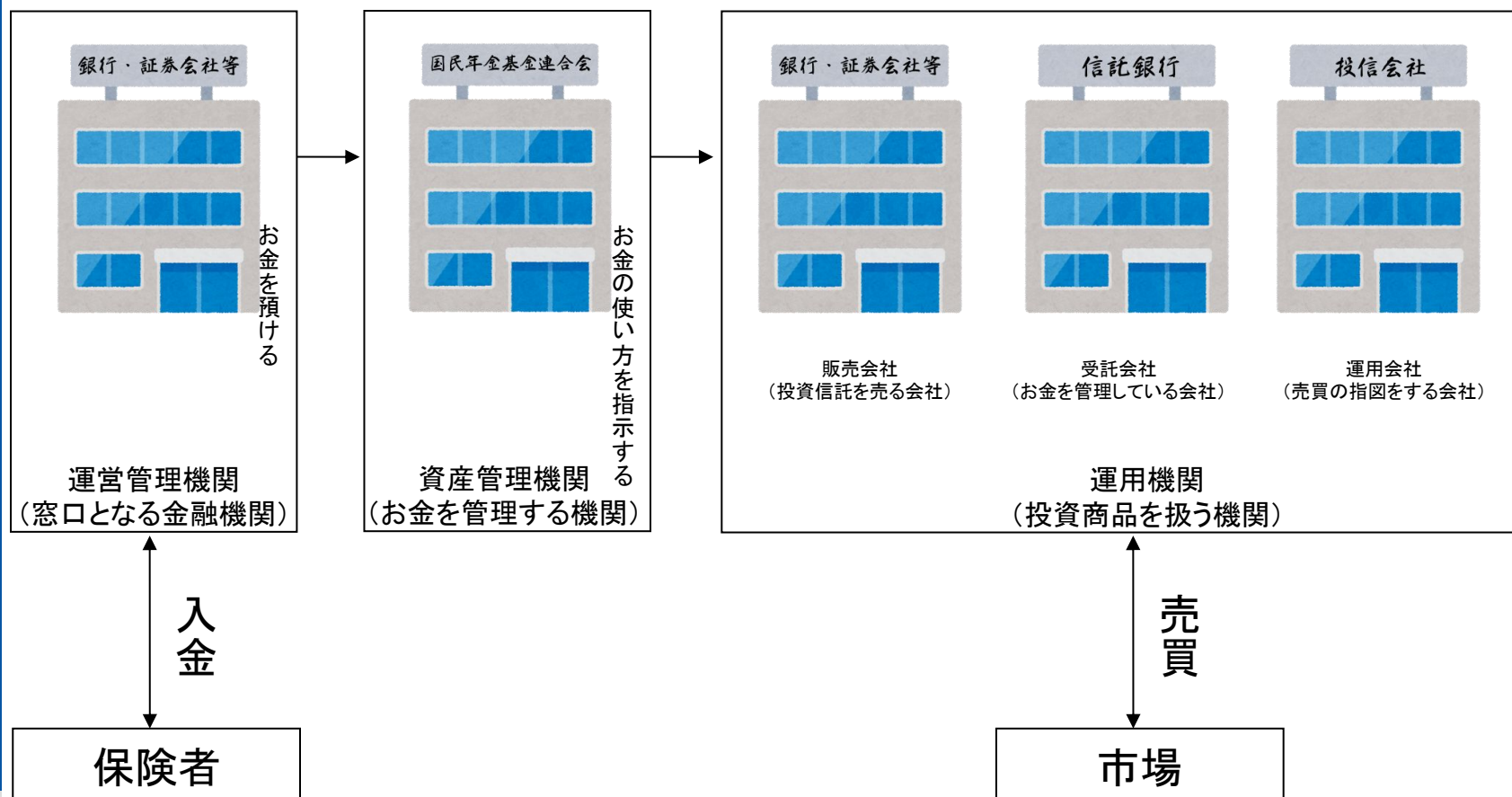
- ☒ 20歳以上60歳未満の方

- 拠出限度額

- ☒ 年間276,000円(月額23,000円)

倒産リスク

個人型確定拠出年金に関する金融機関



※運用機関の中の販売会社・受託会社・運用会社の役割も運営管理機関・資産管理機関・運用機関と同様になります。

倒産リスク

- ☑ 運営管理機関とは
個人と運用機関の橋渡しをする機関
資産の状況がどうなっているのかレ
ポートなどを作成する
- ☑ 破産した場合は
資産は自体は扱っていない為全額保
全される。別の運営管理機関を選びな
おす必要はある。

倒産リスク

- ☑ 資産管理機関とは
お金を管理する金庫のような機関
個人型確定拠出年金の場合は、国の
機関である国民年金基金連合会が担
当する。
- ☑ 破産した場合は
資産は扱っているが、自己の資産とは
分けて管理する義務がある為、全額保
全される。

倒産リスク

- ☑ 運用機関とは
投資商品を扱う金融機関
- ☑ 破産した場合は
元本保証型の場合
 - ① 定期預金・・・1000万円までは保護。
 - ② 生命保険・・・責任準備金の90%まで
 - ③ 損害保険・・・保険金・満期返戻金・
解約返戻金の90%まで

で

※責任準備金とは保険会社が保険料の
中から積み立てるお金になります。

倒産リスク

破産した場合は
投資型型の場合

- ①販売会社・・・全額保全。
- ②受託会社・・・全額保全。
- ③運用会社・・・全額保全。

※運用会社が破産した場合は、その運用会社が運用していた商品を現在の価値で償還(現金化)することになります。